

脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点

要件	確認事項	配点									
(0)前提となる事項	<p>エリアの特性を踏まえつつ、既存の区画等に沿い合理的な脱炭素先行地域の範囲が特定されていること</p> <p>事業の各年度のスケジュールが適切に計画されていること</p> <p>脱炭素先行地域の取組を実現するための執行体制が、提案地方公共団体において構築されており、具体的に示されていること</p> <p>事業の進捗管理の実施体制・運営方法が示され、かつ、外部有識者等を含む複層的な進捗管理・評価の体制が示されていること</p> <p>地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)及び地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定又は改定していること。ただし、策定又は改定がなされていない場合は、令和7年度中に実施するスケジュールを示していること</p> <p>地方公共団体実行計画(事務事業編)の目標が、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画:令和3年10月22日閣議決定)の目標(2013年度を基準として、2030年度までに50%削減)以上になっていること(※)。また、個別の措置についても、政府実行計画に準じた措置になっていること (※)温室効果ガス総排出量に与える影響の大きい施設等の規模やその増減、事務・事業の動向を踏まえ、これら施設等に係る目標についても最大限の水準とすること</p> <p>地方公共団体実行計画(区域施策編)の目標が、地球温暖化対策計画の目標(2030年度に2013年度から46%削減)にとどまらない野心的な水準(※)であること (※)民生部門やその他の部門・分野について、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定をすること</p>	配点無し									
(1)先進性・モデル性	<ul style="list-style-type: none"> 提案地方公共団体内における脱炭素先行地域以外の地域への横展開の方策に関して具体的に示されていること 提案地方公共団体以外への横展開の方策に関して具体的に示されていること 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">確認事項</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">評価事項</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">合計① 130点</td></tr> </tbody> </table>	確認事項	評価事項	配点			合計① 130点			
確認事項	評価事項	配点									
		合計① 130点									
(2)地域経済循環への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素先行地域の取組を通じて解決していくことを目指す課題とその解決に向けた取組が説明されていること 共通KPI(重要業績評価指標)及び前項の課題解決に向けた個別KPIが設定されるとともに、全てのKPIの設定根拠や達成方法が説明されていること 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; text-align: center;">確認事項</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top; text-align: center;">評価事項</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top; text-align: center;">配点</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">30点</td></tr> </tbody> </table>	確認事項	評価事項	配点			30点			
確認事項	評価事項	配点									
		30点									
(3)事業性	<ul style="list-style-type: none"> 総事業費及び地域脱炭素推進交付金に関し、CO2削減量1トン当たりの費用効率性が算出されていること 主要な事業について、投資回収年数が算出されていること 事業を効率的かつ継続的に行う工夫が示されていること 取組による脱炭素効果が、計画期間後も継続して得られることが示されていること 金融機関等と計画内容を共有し、金融機関が各事業の出融資に関して合意する等の協議・調整状況について具体的な内容が示され、事業の継続性が見込まれるものとなっていること 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; text-align: center;">確認事項</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top; text-align: center;">評価事項</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top; text-align: center;">配点</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">20点</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">20点</td></tr> </tbody> </table>	確認事項	評価事項	配点			20点			20点
確認事項	評価事項	配点									
		20点									
		20点									

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 130点
(4)取組の規模・効果及び電力需要における自家消費率・地産地消率	①民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す取組	脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量の規模が適切であること (※) (※)脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲とは別に付加された施設群について、公共施設はこれらの電力需要量を50%割り引き、民間施設は、一定のモデル性が認められない限り、これらの電力需要量を25%割り引いて評価する。 (※)脱炭素先行地域の取組を主として実施する範囲内外にかかわらず、地方公共団体が所有する廃棄物処理施設の自家消費は、電力需要量を100%割り引いて評価する。	15点
		脱炭素先行地域内の民生部門に供給される再エネ等の電力供給量について、自家消費の割合(自家消費率)を可能な限り高くすること	
		脱炭素先行地域内の民生部門の電力需要量に占める当該脱炭素先行地域のある地方公共団体で発電する再エネ電力量の割合(地産地消率)を可能な限り高くすること	
	②民生部門電力以外における取組	地域特性に応じ、脱炭素先行地域内の民生部門の電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組が少なくとも1つ以上あり、当該取組のCO2削減効果とその根拠が示されていること	
		脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組について、複数組み合わせて実施していること	
		脱炭素先行地域内の民生部門以外の電力の取組を実施する場合の自家消費率及び地産地消率については、「①民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す取組」の内容に準じて実施すること	
		・導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること。また、脱炭素先行地域の取組を進めるに当たって特に重要な再エネ設備を基幹発電設備として設定していること ・再エネ情報提供システム(REPOS)や衛星写真等を活用したFS調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること ・生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止(ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。)や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量を把握していること	
(5)再エネ設備の導入量及びその確実性	・導入する再エネ設備の種類、規模、設置場所等が具体的に記載されていること。また、脱炭素先行地域の取組を進めるに当たって特に重要な再エネ設備を基幹発電設備として設定していること ・再エネ情報提供システム(REPOS)や衛星写真等を活用したFS調査を実施し、地域の特性に応じた再エネ賦存量を確認していること ・生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止(ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。)や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること	生態系をはじめとした自然環境や景観等への影響を回避又は極力低減するとともに、災害防止(ハザードマップ等による災害リスクの有無の確認を含む。)や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、脱炭素先行地域内の追加的な再エネ導入量(新規の再エネ設備の導入量)が大きいこと FS調査のうち、実地調査を実施し、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量をより確実に把握していること 系統接続協議(事前相談・接続検討申込み等)を実施し、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量をより確実に把握していること 地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえ、脱炭素先行地域内の再エネ導入可能量をより確実に把握していること 必要に応じ、導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方(代替案)を検討していること	15点
		①民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを目指す取組	
		脱炭素先行地域内の民生部門の取組を実現するため、電力需要家との合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。	
		脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に向け、合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。	
		②民生部門電力以外における取組	
	・脱炭素先行地域内の民生部門電力以外で、地球温暖化対策計画とも整合する温室効果ガスの削減に資する取組の需要家を特定していること。また、合意形成の状況や合意形成までのスケジュールが具体的に示されていること ・脱炭素先行地域内の民生部門の取組の実施にあたり、対象となる事業者等(※)を特定し、体制を構築することについて合意がなされていること (※)再エネ発電事業者、送配電事業者、地域エネルギー会社、PPA事業者、地元企業、金融機関、大学等の教育機関、自治会、経済団体等	脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の需要家との合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。	
		脱炭素先行地域内の民生部門電力以外の取組の実施にあたり、対象となる事業者等の役割分担が明確化されるとともに体制が具体的に構築され、事業実施に向け、合意を一定程度適切に図っていること(※) (※)合意形成の進捗状況等に応じて評価する。	
(6)需要家・供給事業者・関係者との合意形成	・設定する地域課題が、関連する基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)や個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)において位置付けられていること ・脱炭素先行地域の取組を、関連する基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)や個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)に位置付ける方針を示していること	脱炭素先行地域の取組を基本的な計画(総合計画や地方版総合戦略等)に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること 脱炭素先行地域の取組を個別分野における計画(都市計画、公共交通、農業、福祉、防災等)に位置付ける方針について、そのスケジュールのほか、当該計画に位置付ける内容や相乗効果等が具体的に示されていること 脱炭素先行地域での取組が、2030年以降の現実的な将来見通し(人口減少や高齢化等)を踏まえた適切な取組となっていること 地方公共団体内において、脱炭素先行地域の取組を通じた地域の将来ビジョンを達成するための執行・推進体制が具体的に構築又は構築される予定が具体的な確度をもって示されていること	15点
		評価委員の識見に基づく上記評価事項への上乗せ評価、又は、上記以外の観点での評価 (取組のインパクト、独自性、省エネの取組等)	② 25点
		総合計 (①+②) 155点	